

東弁28人第498号

平成29年3月10日

府中刑務所

所長 東小菌 誠 殿

東京弁護士会

会長 小林 元 治

人権救済申立事件について（要望）

当会は、申立人Kからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り要望します。

記

第一 要望の趣旨

申立人の左首付近にある腫瘍（診断名正中頸のう胞）について、申立人が痛みを訴えたときには抗生剤、鎮痛剤、消炎剤等を処方すること及び治療として手術を検討することを要望する。

第二 要望の理由

一 認定した事実

- 1 平成26年7月29日、貴所は、外科医による診察を実施し、超音波検査などを行い、ケフラールを4日分処方した。
- 2 平成26年8月4日、貴所は、同年7月29日に診察した医師と同じ医師による診察を実施し、注射器で膿を抜き、細胞診を行った。薬は処方しなかった。
- 3 平成26年8月26日、貴所は、同年7月29日及び同年8月4日に診察した医師とは異なる医師による診察を実施し、投薬の必要はないとして薬の処方しなかった。
- 4 貴所は、申立人に対し、診断名を正中頸のう胞と告知し、経過観察とした。
- 5 平成27年2月25日、貴所は申立人の診察を実施し、のう胞から採取した組織液の細胞診の結果のう胞は良性だった。

- 6 当会が東京都医師会に正中頸のう胞の治療方法・処方薬等について照会したところ、正中頸のう胞を根治させるには切除・摘出をする必要があること、のう胞そのものを消失させる薬剤はなく、甲状腺疾患治療薬は無関係であること、感染・炎症を起こした時の抗生剤、対症療法としての鎮痛剤や消炎剤の処方是有効であること等の回答を得た。
- 7 平成26年5月19日から平成27年3月19日までの間、申立人から貴所に対し、計27回診察願いが提出された。これに対し貴所は、申立人に対し、診察を5回、定期巡回を12回行った。

二 権利侵害性

- 1 貴所は申立人に対し、平成26年7月29日、同年8月4日、同月26日、平成27年2月25日に診察を行っている。申立人の診断名が正中頸のう胞であること、正中頸のう胞であれば根治の治療は手術になること、さらに定期巡回も12回行っていることも併せ考えると、診察回数は十分である。
- 2 貴所は、超音波検査や細胞診を行い診断名を確定させており、また、貴所が行った注射器で膿を抜くという治療が正中頸のう胞の治療としては有効であることからすると、さしあたっての診察はなされている。ただし、申立人が治療後も痛がっていることからすれば、別の治療方法を検討すべきである。具体的には、申立人が平成30年8月まで在所予定であり、退所まで時間があることから、手術を検討すべきところ、それをしていない。
- 3 貴所は、平成26年7月29日にケフラールを処方したほかは、申立人に対し薬を処方していない。申立人が欲する薬は正中頸のう胞とは無関係であることからすれば、申立人が欲する薬を処方することは逆に医療上の問題を生じさせることとなるため、申立人が欲する薬を処方しなかったことは特段の問題はない。

もともと、申立人は痛がっていることからすると、正中頸のう胞を消失させる薬剤はないとはいえ、少しでも苦痛を和らげる効果のある薬を処方すべきである。具体的には、処方が有効とされている、感染・炎症を起こした時の抗生剤、対症療法としての鎮痛剤や消炎剤の処方をすべきところ、初回に抗生剤を処方した以外はなされていない。
- 4 刑事施設においては、被収容者に対し、社会一般の保健衛生及び医療水

準に照らし適切な保険衛生上及び医療上の措置を講ずるものとされている
(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条)。

上記記載のとおり、貴所は申立人の治療に際し、手術を検討したり、申立人の苦痛を和らげる薬の処方をしていないのだから、申立人の適切な治療を受ける権利を侵害している。

三 結論

以上のとおり、貴所は、申立人の人権を侵害している。
よって、上記記載のとおり要望するものである。

以上